

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和39年条例第68号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○熊本市消防団員の退職報償金に関する条例〔消防局警防課〕</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第25条の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員(以下「消防団員」という。)に支給する退職報償金に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職報償金の支給)</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員のうち基本団員（熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和39年条例第50号）第1条の2第1項第1号の基本団員をいう。以下同じ。）として通算5年以上勤務した者が退職した場合、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に支給する。</p> <p>2 前項の退職報償金の額は、その者の基本団員としての勤務年数及び階級に応じて別表のとおりとする。</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 第2条第2項の勤務年数は、その者が基本団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び基本団員となった日の属する月から基本団員を退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。</p> <p>2 前項の勤務年数の計算は、基本団員となった日の属する月から基本団員を退職した日の属する月までの月数による。ただし、基本団員を退職した日の属する月と再び基本団員となった日の属する月とが同じ月である場合においては、その月は、後の就職に係る勤務年数に算入しない。</p> <p>3 前2項の場合において、基本団員として一定期間勤務しなかったことが明</p>	<p>○熊本市消防団員の退職報償金に関する条例〔消防局警防課〕</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第25条の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員(以下「消防団員」という。)に支給する退職報償金に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職報償金の支給)</p> <p>第2条 退職報償金は、消防団員として _____ 5年以上勤務した者が退職した場合、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に支給する。</p> <p>2 前項の退職報償金の額は、その者の _____ 勤務年数及び階級に応じて別表のとおりとする。</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 第2条第2項の勤務年数は、その者が消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び消防団員となった日の属する月から _____ 退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。</p> <p>2 前項の勤務年数の計算は、団員 _____ となった日の属する月から _____ 退職した日の属する月までの月数による。ただし、 _____ 退職した日の属する月と再び消防団員となった日の属する月とが同じ月である場合においては、その月は、後の就職に係る勤務年数に算入しない。</p> <p>3 消防団員が _____ 一定期間勤務しなかったことが明</p>

白であるときは、その期間は、勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが消防団員(当該退職報償金に係る消防団員に限る。次号及び次条において同じ。)の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 消防団員の死亡前に、当該消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

白である場合には、その期間は、勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが消防団員\_\_\_\_\_の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 消防団員の死亡前に、当該消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、消防団員が**基本団員**を退職したとき支給する。ただし、特別の必要があるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日以後において退職した消防団員について適用する。
- 2 第4条第1項に**規定する基本団員**として勤務していた期間には、旧北部町、旧河内町、旧飽田町又は旧天明町消防団員が平成3年2月1日以後引き続き熊本市消防団員となった場合におけるその者のこれらの町の消防団員として勤務していた期間を含むものとする。この場合において、当該期間の計算については、同条第2項の規定を準用する。

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

- 3 第4条第1項に**規定する基本団員**として勤務していた期間には、旧富合町消防団員が下益城郡富合町の編入の日（以下「富合町編入日」という。）以後引き続き熊本市消防団員となった場合におけるその者の旧富合町消防団員として勤務していた期間を含むものとする。この場合において、当該期間の計算については、同条第2項の規定を準用する。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、消防団員が\_\_\_\_\_退職したとき支給する。ただし、特別の必要があるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日以後において退職した消防団員について適用する。
- 2 第4条第1項に**規定する消防団員**として勤務していた期間には、旧北部町、旧河内町、旧飽田町又は旧天明町消防団員が平成3年2月1日以後引き続き熊本市消防団員となった場合におけるその者のこれらの町の消防団員として勤務していた期間を含むものとする。この場合において、当該期間の計算については、同条第2項の規定を準用する。

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

- 3 第4条第1項に**規定する消防団員**として勤務していた期間には、旧富合町消防団員が下益城郡富合町の編入の日（以下「富合町編入日」という。）以後引き続き熊本市消防団員となった場合におけるその者の旧富合町消防団員として勤務していた期間を含むものとする。この場合において、当該期間の計算については、同条第2項の規定を準用する。

4 富合町編入直前に退職した旧富合町消防団員で富合町編入日において市町村消防団員退職報償金支給条例（平成16年熊本市町村総合事務組合条例第6号）の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお同条例の例による。

（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

5 第4条第1項に**規定する基本団員**として勤務していた期間には、旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町の消防団員が下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）以後引き続き熊本市消防団員となった場合におけるその者のこれらの町の消防団員として勤務していた期間を含むものとする。この場合において、当該期間の計算については、同条第2項の規定を準用する。

6 2町編入直前に退職した旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町の消防団員で2町編入日において市町村消防団員退職報償金支給条例の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお同条例の例による。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び	204	283	358	438	564	734

4 富合町編入直前に退職した旧富合町消防団員で富合町編入日において市町村消防団員退職報償金支給条例（平成16年熊本市町村総合事務組合条例第6号）の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお同条例の例による。

（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

5 第4条第1項に**規定する消防団員**として勤務していた期間には、旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町の消防団員が下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）以後引き続き熊本市消防団員となった場合におけるその者のこれらの町の消防団員として勤務していた期間を含むものとする。この場合において、当該期間の計算については、同条第2項の規定を準用する。

6 2町編入直前に退職した旧下益城郡城南町又は旧鹿本郡植木町の消防団員で2町編入日において市町村消防団員退職報償金支給条例の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、なお同条例の例による。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び	204	283	358	438	564	734

班長								班長							
団員	200	264	334	409	519	689	団員	200	264	334	409	519	689		

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において消防団員として勤務していた期間（この条例による改正前の第4条第3項に規定する期間があるときは、当該期間を除く。）は、この条例による改正後の第2条及び第4条の規定の適用については、基本団員として勤務していた期間とみなす。